

<令和3年度 第1回静岡県文化財保護審議会 会議録>

(令和3年12月17日(金) 13:30~16:00 県庁別館9階第1特別会議室)

司会	ただいまより、令和3年度第1回静岡県文化財保護審議会を開会する。最初に静岡県スポーツ・文化観光部理事、渋谷から挨拶する。
理事	(理事挨拶)
司会	本日は委員20名のうち、16名の委員が出席。会議については、静岡県文化財保護審議会条例第7条の規定により成立するので報告する。本日の議事録署名を吉田委員、石垣委員に願います。今回は県指定文化財指定案件1件の審議をお願いする。これからの進行を杉野会長に願います。
議長	審議に入る。中原第4号墳出土遺物一括の指定について審議する。事務局に案文の朗読をお願いする。
事務局	(諮問文案朗読)
議長	この案件について、事務局に説明をお願いする。
事務局	(案件説明)
議長	調査を担当された滝沢委員に補足説明をお願いする。
滝沢委員	<p>中原第4号墳は決して大きな古墳ではなく、古墳時代の前期、中期、後期という3時期区分においては、後期にあたる6世紀に築かれたものである。この時期には小さな古墳がたくさん集まる群集墳が全国各地に出現する。この古墳も群集墳の中に築かれた一基であり、何度も繰り返して横方向から葬送ができる横穴式石室という埋葬施設が採用されているが、こうした石室の多くは盗掘を受け、埋葬当時の完全な組み合わせで副葬品が発見される事例はかなりまれである。盗掘を受けていない今回の豊富な資料は、当時の組合せが把握できる一括資料であるだけでなく、被葬者が小地域を束ねる長であったことを連想させる内容であることから、極めて貴重である。</p> <p>この豊富な副葬品においては、まず、古墳時代前期～中期には比較的大きな古墳に土器や鏡などとともに副葬され、後期には副葬事例が減少する傾向にある生産用具が、武器や、祭祀をつかさどる有力者を想像させる鏡などとともに、多種多様にわたり含まれていることが注目される。特に鉄鉗は、鉄を加工する際に必須であることから、被葬者が鉄生産と密接に関係していたことが想定される。</p> <p>また、農具や斧、馬の生産・飼育が想定される馬具も副葬されている。馬は馬具とともに古墳時代中期にあらわれ、古墳時代後期には日本列島全域に利用が広がっていったといわれる。その過程で各地に馬を生産する地域が生じてくる。このような地域は、考古学的には馬具の出土が多かったり、馬が埋葬されていたり、「牧」に関する遺構が確認されたりすることから推定が可能である。</p> <p>中原第4号墳がある愛鷹山麓は、福岡県、群馬県、長野県と並び馬具の出土が多い地域である。ここに副葬された馬具は、金銀で飾られることのない実用的なものであり、複数組が副葬されている事例も他にあまりない。このような状況からも、被葬者は馬の生産や飼育にも関わっていた可能性が窺われるのである。</p> <p>さらに多数の鉄鏃からは武人的な性格や、その中に含まれた他地域の形状の鉄鏃からは西日本など広域にわたる交流に関わっていたことなど、被葬者の様々な</p>

	側面が描き出される。 このような状況から、中原第4号墳はこの富士の地域で集団を統率し、様々な生産活動を新しい技術を導入しながら取り仕切っていた者の墓で、未盗掘の副葬品はこの状況を如実に示すものであるといえる。私からは以上の点を補足させていただく。
議長	事務局と調査を担当した滝沢委員から説明をいただいた。本日、副葬品の一部をこの場に展示してあるので、ご覧いただきたい。
委員	(委員、副葬品を見学)
議長	中原第4号墳出土遺物一括の指定について、審議に移る。質問、意見等があれば発言をお願いします。
岩佐委員	古墳自体は調査を経て消滅したとのことだが、未盗掘である事が分かった時点で現状保存するという議論はなかったのか。
事務局	倉庫の建設に伴い、平成4年度に行った試掘調査で新たに発見された古墳である。開発事業者との協議の中で、記録保存として石室の構造の解体調査も含め確実な調査を行っていくことに決定したと聞いている。
岩佐委員	石室自体も含め消滅しているのか。
事務局	そのとおりである。
岩佐委員	記録保存の場合、遺跡が失われてもやむを得ないという考えか。
事務局	埋蔵文化財は、開発事業が計画された時点であらかじめ試掘調査を行い、地下の状況を一定程度把握した時点で残すべき大変貴重なものが存在する場合には、現状保存の協議をすることとしている。設計を変えてもらったり、地下を掘らず土を盛ってもらったり、工夫して地中に残せないかという協議を行う。中原第4号墳の場合は、残念ながら変更がかなわなかったと理解している。
議長	滝沢委員、全国には同様な事例が少なからずあるということによろしいか。
滝沢委員	2～3年前には日本全国で年間7千件ほどの調査が、最も多かった平成8～9年頃は全国で1万件以上の発掘調査が行われている。これらの中には貴重な発見を伴うものが数多く含まれるが、ほとんどは開発行為に伴う発掘調査であり、今の説明にあったとおり、工事等に伴う調査で記録をとり、報告書に記載して保存することで後世に残していくという考え方で調査が行われている。 発掘調査の中で貴重なものが発見されれば、市民の側からなんとしても残したいという保存運動が盛り上がったり、行政の中から意見が出てきたりして、結果として現状保存がかなうこともあるが、この事例を含め全てがそのようにはならないというのが現実である。大変厳しい状況にもかかわらず道路の構造を変更して共存を図っていただいた高尾山古墳など、現状保存ができる遺跡というのは限られていて、多くの遺跡は記録としてだけ残されるのが現状である。 一方で、出土した遺物は現物が残るので、正しく価値付けすることは可能であり重要なことである。いずれにしても、これだけ多くの遺跡の調査が全国各地で行われているということを御承知いただければと思う。

議長	<p>ただ今の説明により、年間数千件の発掘発掘が行われる中で、古墳を現状保存するという事はなかなか困難であることが理解できたかと思う。</p> <p>その他、質問があったら発言をお願いします。</p>
石垣委員	<p>記録保存であっても重要な発見があった場合、そこに遺跡があったという看板などを建てることできないか、市の指定から県の指定になるにあたって663点という点数に増減があるのか、という2点を伺いたい。</p>
事務局	<p>最近、ウォークラリーなどで遺跡を巡ってもらうような取組みもされている。状況が許せば、古墳や遺跡の所在を示す看板、あるいは簡単な説明板を立てるといことも今後は可能になってくるのではないかと思う。中原第4号墳の場合は、工場敷地となり現在は設置されていないということである。今後、設置が可能か考えていきたい。</p> <p>点数については、さびで複数が溶着しているものも、一つの塊で1点という富士市のとらえ方を踏襲している。</p>
議長	<p>市の指定点数と同数ということではよいか。</p>
事務局	<p>よい。</p>
議長	<p>中原第4号墳は伝法古墳群の中の一つということだが、この伝法古墳群には看板や表示はあるか。</p>
事務局	<p>現状ではない。</p>
滝沢委員	<p>石垣委員に対する事務局の回答に補足する。市指定となっていたもの全てを対象として一括で県指定にするもので、市指定のまま置き去りにされているものはない。今回は全体として価値があるという理解で市指定であったもの全てを対象とした。</p> <p>また、伝法古墳群はその地域の古墳群の総称でかなり広い範囲となるため、どこに看板を立てるか選定するのは難しいように思う。富士市立博物館で図上に範囲を示したり、石室の復元模型を制作したりして市民に周知する方法もある。</p>
議長	<p>その他、質問などあったら発言をお願いします。</p> <p>(なし)</p>
議長	<p>それでは、中原第4号墳出土遺物一括を静岡県指定有形文化財に指定することに異議はないか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がないので、本審議会は本案件について、静岡県指定有形文化財に指定するよう静岡県知事に答申する。</p> <p>以上で審議を終了する。進行を事務局にお返しする。</p>
事務局	<p>ご審議ありがとうございました。会長に答申書への署名をお願いします。</p> <p>(杉野会長答申書に署名)</p> <p>(渋谷理事答申書受領)</p>

事務局	文化財保護法の改正に伴う地方登録制度法制化への対応について事務局から報告する。
事務局	(報告)
事務局	<p>県登録制度を設ける場合、国登録や市町登録、市町指定とどのように差別化していくか、どの類型をこの登録制度の対象とするのか、あるいは、県の登録制度創設のメリットをどう捉えていったらよいか、また、財政状況も厳しい中、登録制度に伴う補助制度をどのように考えていったらよいか、という課題がある。委員から助言をいただきたい。</p>
石垣委員	<p>自分が考えるところを参考までにお話する。</p> <p>地方登録制度の法制化の議論は文化庁に勤務していた3年前まではなく、それ以降、急に出てきたものだと思う。</p> <p>登録制度を設ける時に気にしなければならないことは、既に指定されているものは登録できないため未指定の文化財が対象となるということ、登録に対となる解除規定を意識し、特に無形民俗文化財の場合は継承し続けなければならないという足かせがかかってくる、という二つである。静岡県は指定が進んでいるので、現時点で自治体指定でない無形民俗文化財を探すのはかなり難しいと思われる。県にとって余程プラスになる、またはこれをぜひ登録したい、という未指定の文化財があれば制度を導入しても運用できると思うが、そうでなければ登録できる分野はほとんど出てこないということが危惧される。</p> <p>直近で国が文化財登録した土佐節の製造技術と讃岐の醤油醸造技術については、保護団体が特定されていない。特定しないでどうやって次の世代につなげていくのか心配なところである。地方登録制度で「食文化」に網をかけていこうとする動きが他県にあると紹介されたが、自治体指定されていない無形文化財あるいは無形民俗文化財で登録対象として検討できるのは、ほぼこの部分に限られてくると思われる。静岡県で次の世代にこれを残したいという対象があれば積極的に取り組むことが可能かもしれないが、保護対象がみあたらないのであれば急ぐ必要はない。多分、他県の様子を観察しながら慎重に考えた方が、整合性が取れてよいと思う。</p>
事務局	他に意見や質問はあるか。
岩佐委員	<p>私は専門とする仏像に関して気になることがある。</p> <p>県外の調査で鎌倉時代のものとみられる未指定の仏像が、最近の修理によって真新しくなり、本来の像容が失われてしまったという事例がある。登録制度をうまく活用することによって、未指定だが価値があるものを救い出すという方向にもっていけるのであれば、有効な制度になっていくのではないかと思う。この制度で貴重なものだというのを所有者に周知し、修理をする場合には行政に相談するというルートができればよいのではないか。ただ、そのためには予算を付けて地域にある仏像の悉皆的な調査を行う必要があり、登録後には修理の際の補助金など行政のサポートが得られる等、所有者側にメリットを示していく必要も生じるだろう。</p> <p>このように色々な課題はあるが、少なくとも仏像の分野では制度をうまく利用することで貴重な文化財を守る方向にもっていけるのではないかと思うが、制度の背景には予算的な措置が前提になると考えられるため、予算の確保ができるかということ併せて検討しながら整理していったほうがよいのではないか。私としては、登録制度をうまく活用していければよいと思う。</p>

石垣委員	<p>先ほどはしっかり説明していなかったが、有形文化財については私も賛成である。有形民俗文化財には自治体指定されていないものも多く、何らかの形で啓発できるタイミングになれば有効だと思う。</p>
事務局	<p>他に意見はないか。 (意見なし) これまでの意見を参考に、国や他県の状況も踏まえ検討していきたいと考えている。 引き続き、県文化財課の取組みについて報告する。</p>
事務局	<p>(事務局報告)</p>
事務局	<p>今の報告に関して、質問・意見はないか。 (意見・質問なし)</p>
事務局	<p>引き続き、文化財の保存活用の取組みを進めていきたい。 以上で本日の審議は終了する。</p>